

平成17年 1月30日制定

平成23年 3月27日改定

平成25年 3月24日改定

平成26年 3月23日改定

会 則

並木三丁目自治会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「並木三丁目自治会」と称し、事務所を会長の自宅に置く。

(区域)

第2条 本会の区域は、相模原市中央区並木三丁目全域とする。ただし、市営並木団地の区域を除く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦及び連絡、環境の整備、福祉の増進、防犯、防災等良好な地域社会の維持管理及び形成に資するため地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

2 本会に次に定める専門部を置き、それぞれの専門部は当該各号に定める事業を行う。

(1) 交通部 交通安全啓蒙活動並びに諸行事の交通整理等に関する事業

(2) 防犯部 区域内の防犯活動等に関する事業

(3) 福祉部 福祉推進活動と各種共同募金のとりまとめと納付に関する事業

(4) 環境衛生部 ゴミ置き場、市内一斉清掃日の総括及び区域内の環境衛生諸活動に関する事業

(5) 文化部 文化活動、まつり及び親睦のレクリエーション等に関する事業

(6) 体育部 体育活動、まつり及び親睦のレクリエーション等に関する事業

(7) 広報部 回覧物(市のたより等)の配布と広報活動に関する事業

3 自主防災隊 専門的継続的な自主防災活動及び防災関係団体と連携した活動を行うものとする。

(1) 自治会役員は自動的に全員自主防災隊に入隊するものとする。

(班の設置)

第5条 本会は、事業活動の効果的運営を期するため、会員数及び地形等を勘案して班を設置する。

2 班の区分及び区分変更は役員会で定める。

(個人情報保護の取扱い)

第6条 本会が自治会活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

第2章 会 員

(会員)

第7条 本会の会員は、第2条の区域に住所を有する個人(原則として世帯主)又は法人とする。

(会費)

第8条 会員は、別に定める「会費規程」により会費を納入しなければならない。

(入会)

第9条 第7条に定める個人又は法人は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第10条 会員が第2条の区域に住所を有しなくなった場合、退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が死亡又は、失踪宣告を受けた場合には、退会したものとみなす。

第3章 役 員

(役員の種類別)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 総 務 1名
- (4) 副総務 1名
- (5) 会 計 1名
- (6) 班 長 班数名
- (7) 副班長 班数名
- (8) 会計監査 2名
- (9) 顧 問 若干名

(役員を選任)

第12条 班長、副班長を除く役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 班長、副班長は、班毎に、班員の互選により選出する。

3 役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行するほか、会計を支援し会計業務を掌理する。

- 3 総務は、会議の招集・進行、会議資料の準備と回覧、諸行事の指示等を行う。
- 4 副総務は、総務業務の補佐支援を行い、円滑な会務の推進を図る。
- 5 会計は、自主防災隊に係る出納を除く自治会予算の出納を掌る。
- 6 班長は、本会与会員相互の連絡の任にあたる他、第4条に規定するいずれかの専門部の部長か副部長、又は担当の任に就き、その職務を行う。
- 7 副班長は、次年度の班長予定者とし、班長を補佐する。
- 8 会計監査は、本会及び自主防災隊の帳簿収支の調査、照合を行い、その適否を総会で報告する。
- 9 顧問は、会運営上の相談役の任にあたり、及び円滑に会務が行われるよう支援する。

(役員任期)

第14条 役員任期は、4月1日より翌年3月31日までの1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 会 議

(会議の種別)

第15条 本会の会議は、総会・役員会・三役会・専門部会とする。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 役員会は、第11条の役員(副班長、会計監査及び顧問を除く。)をもって構成する。
- 3 三役会は、第11条の役員(班長、副班長、会計監査及び顧問を除く。)をもって構成する。
- 4 専門部会は、三役会の構成員及び当該専門部に所属する班長をもって構成する。
- 5 会長は、第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、会議の構成員以外の者を出席させることができる。

(権能)

第17条 総会は、本会の最高決議機関であり、次の事項を議決する。

- (1) 事業の報告及び決算の承認に関する事。
 - (2) 事業の計画及び予算の承認に関する事。
 - (3) 会則の改正に関する事。
 - (4) 会費に関する事。
 - (5) 班長、副班長を除く役員を選任に関する事。
 - (6) その他、本会の重要事項に関する事。
- 2 役員会は、総会の付議事項の他、会務運営に関する諸般の事項を審議する。

- 3 三役会は、役員会で審議する事項及び会務運営に関する事項について討議する。
- 4 専門部会は、担当分野の運営に関する企画及び実施案について討議する。
- 5 本条第2項及び第3項の規定は、自主防災隊に関する事項には適用しない。

(会議の開催)

第18条 定期総会は、毎年3月に開催する。

- 2 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の請求があったときに開催する。
- 3 役員会・三役会は、原則として毎月1回定例会を開催し、その他会長が必要と認めたときに開催する。
- 4 専門部会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

- 2 役員会、三役会、専門部会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第20条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ、開催することが出来ない。

(議決)

第21条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

- 2 役員会、三役会及び専門部会の議事は、出席役員員の過半数をもって決する。

(会員の表決権)

第22条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため、総会に出席出来ない会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に表決を委任することが出来る。この場合において、第20条、第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第24条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 別に定める財産目録の資産
 - (2) 会費
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) その他の収入
- 2 本会に対する金品の寄贈は、役員会に諮りその可否を決定する。

(資産の管理)

第25条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。ただし、自主防災隊に係わる資産は、自主防災隊長がこれを行うものとする。

(経費の支弁)

第26条 本会ならびに自主防災隊の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第27条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。ただし、自主防災隊に係る事業計画及び予算は、自主防災隊長がこれを行うものとする。

2 前項の規定に係らず、当該年度の予算が総会において議決されていない場合には、総会において予算が議決されるまでの期間について、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第28条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成して行うものとし、会計監査の監査を経て、毎会計年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。ただし、自主防災隊に係る事業報告及び決算は、自主防災隊長がこれを行うものとする。

(会計年度)

第29条 本会ならびに自主防災隊の会計年度は、毎年3月1日より翌年2月末日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

第30条 会長は、本会の収入、支出及び資産の状況を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備しておかななければならない。ただし、自主防災隊に係わる会計及び資産に関する帳簿の整備は、自主防災隊長がこれを行うものとする。

2 会員が前項の帳簿の閲覧を請求したときは、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計及び資産に関する帳票類及び帳簿類は5年間保存しなければならない。

第6章 弔慰・見舞金等

(弔慰・見舞金等)

第31条 本会の会員に弔事、罹病、罹災等があったときは、別に定める「弔慰・見舞金等規程」によりそれぞれ弔慰金、見舞金等を贈呈する。

第7章 補助金

(補助金)

第32条 本会の会員及びその家族で構成する地域活動団体(子供会、老人会、サークル等)より、補助金の申し出があった場合、別に定める「補助金規程」により取り扱う。

(役員報酬)

第33条 自治会長の報酬を年5万円とする。

第8章 会則の変更

(会則の変更)

第34条 この会則は、総会において総会員の2分の1以上の同意を得なければ変更することは出来ない。

第9章 雑則

(委任)

第35条 この会則の施行に関し、必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

付則

- 1 この会則は、次の規程、規則、方法が付属する。
会費規程、弔慰・見舞金等規程、補助金規程
基金活用に関する規則、個人情報取り扱い方法
- 2 旧会則により選任され、新会則実施時に現に役員であるものの任期は、旧会則の廃止にかかわらず、すでに選任されたときから任期満了までの残存期間とする。
- 3 この会則は、平成26年4月1日から施行する。

以上

履歴

- 平成17年1月30日 制定
- 平成17年3月26日 第16条(権能)改正
- 平成19年3月24日 第4条(事業)改正(電波障害共聴組合役員に関する事項を削除)
- 平成23年3月27日 第4条(事業)改正、第22条(総会の書面表決等)改正
- 平成25年3月24日 第2条(区域)改正、第4条(事業)改正、第5条(班の設置)改正、第6条(個人情報の取り扱い)改正、第10条(退会等)改正、第13条(役員の職務)改正、第15条(会議の種別)改正、第17条(権能)改正、第27条(事業計画及び予算)改正、第28条(事業報告及び決算)改正、
- 平成26年3月23日 第4条(事業)改正、第25条(資産の管理)改正、第26条(経費の支弁)改正、第29条(会計年度)改正、第30条(会計及び資産帳簿の整備)改正、第33条(役員報酬)追加、付則改正